

事業者排出量削減計画書（新規）・変更

(あて先) 京都府知事		平成1		
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）		
京都市右京区梅津高畝町4番地		日新電機株式会社 代表取締役社長 天野 嘉一 電話 075-8		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	電気機械器具製造			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））			
計画期間	平成17年4月～平成20年3月			
基本方針	・ 全社エネルギー使用量の削減、環境マネジメントシステムの導入により売上げ高CO2原単位を平成22年に平成2年度比25%削減。 ・ 全社SF6ガス排出率の削減、環境マネジメントシステムの導入により平成22年度に大気排出率を2%以下にする。			
推進体制	環境マネジメントシステムの運用による推進体制 各事業部の環境部門責任者、環境対策責任者による活動の推進、毎月進捗管理を実施			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
			別紙参照	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成16）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （平成19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）
	A 事業所等排出区分	11,896.99 t	11,709.77 t	-1.6 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	6,477.38 t	6,238.38 t	-3.7 %
	排出合計	*1 18,374.37 t	*2 17,948.15 t	-2.3 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） 取組量等 （二酸化炭素換算（t））		
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t	
	府内産の木材の利用	（利用量） m <sup>3</sup>	（削減量） t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量） kwh	（削減量） t	
		（熱供給量） GJ	（削減量） t	
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量） t	
	削減量等合計		*3 0.00 t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績） *1 18,374.37 t	目標年度（計画） *(2)-(43) 17,948.15 t	削減率（計画） -2.3 %	
特記事項	1. 報告範囲は、京都市内の、生産拠点の関係会社をすべて含む。（十条工場はH17年度に本社工場へ統合） 2. 環境（CSR）報告書（ <a href="http://nissan.jp/env/06.html">http://nissan.jp/env/06.html</a> ）で詳細な目標、活動内容を開示。 3. 社内及び家庭内へ、社報、社内Web等により地球温暖化防止に対する啓発を実施。 4. 京都市内の小学校へ、環境教育の一環として、地球温暖化防止に向けた環境教育を実施。 5. グリーン調達を通じて、取引先へEMS等の導入により地球温暖化防止を働きかけ実施。 6. エネルギー起源のCO2排出量は平成2年度基準で平成16年度は約12%削減。（絶対量で1712t-CO2削減） 7. SF6ガスの排出量は平成11年基準で平成16年度は93%削減。（絶対量で86500t-CO2削減） 8. 地球温暖化防止策として、関係各部門でエコドライブを推進中。 9. LCA的には温暖化への影響はほとんど「製品の使用時」なので、省エネ製品の開発に力を入れる。 10. SF6ガスについては、温対法に基づく計測で報告。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。